

写

令和5年8月23日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 真一



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日に、貴職から、同月7日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良県労働組合連合会及びならコーパ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適當である。